

[事案 2024-132] 解約取消請求

・令和7年6月25日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2024-266] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、解約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和57年8月に契約した終身保険(契約①)、昭和62年7月に契約した終身保険(契約②)平成5年10月に契約した養老保険(契約③)について、いずれも令和5年11月に解約したが、以下の理由により、解約を取り消してほしい。

- (1)募集人から、契約①②は解約するしかないと説明されたため、契約①②を解約した。
- (2)契約③については、満期保険金は一括でしか受け取ることができないと説明された。
- (3)令和6年1月に、当時の担当者から、年金移行特約について、保険金を受け取った人のみが利用できるとの誤った説明をされた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が、契約①②について解約するしかないと説明した事実はない。契約③について、満期保険金は一括でしか受け取ることができないと説明した事実もない。
- (2)申立人は、令和元年5月に、当社のコールセンターに連絡をし、その際に年金移行特約の説明を受けている。
- (3)当時の担当者が、契約①②③の解約後に、年金移行特約について誤った説明をしたことは認めるが、その後申立人に対して、訂正・謝罪している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。